

物流総合効率化法の概要と認定基準・手続き・事例

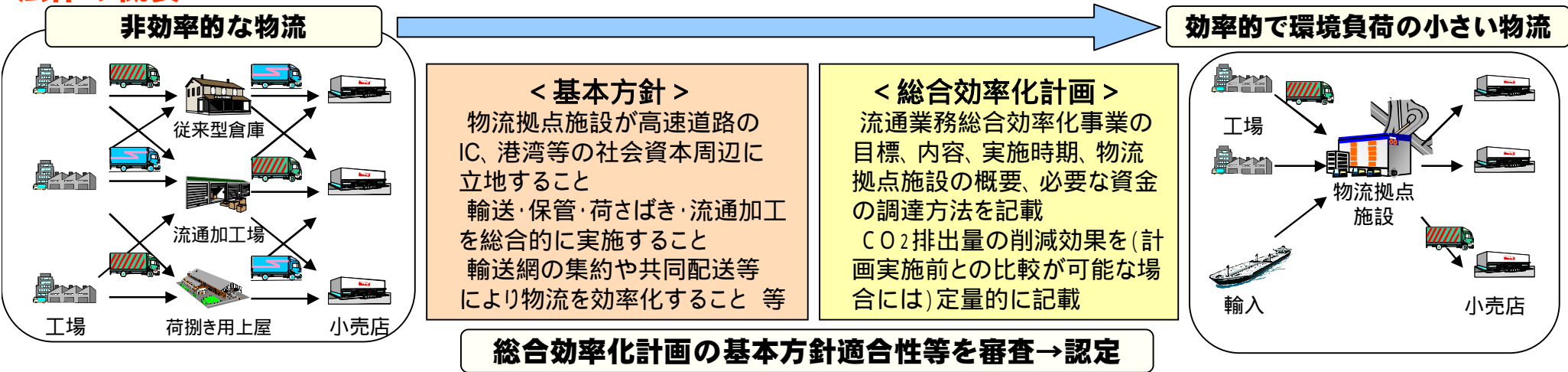
平成18年2月24日

国土交通省

総合政策局貨物流通施設課

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 概要

法律の概要



支援措置

物流事業の総合的実施の促進

事業許可等の一括取得
倉庫業・貨物自動車運送事業・貨物利用運送事業の許可等のみなし

社会資本と連携した物流拠点施設の整備

物流拠点施設に関する税制特例
法人税・固定資産税等の特例(営業倉庫等)
立地規制に関する配慮
市街化調整区域における施設整備のための開発許可についての配慮

中小企業者等に対する支援

資金面等の支援
中小企業信用保険の保険限度額の拡充
政策金融
中小企業金融公庫等による低利融資
中小企業基盤整備機構等による高度化融資

効果

物流改革の推進

総合物流事業の展開による国際競争力の強化
物流拠点施設の集約化や配送ネットワークの合理化等により、コストを2割程度削減

環境負荷の低減

CO₂排出量が2割程度削減
物流部門におけるCO₂排出量削減に寄与

地域の活性化

低未利用地の活用(工業団地、流通業務団地)
物流拠点施設における地域雇用の創出

経緯と実績

施行日 17年10月1日
認定件数 17件
(18.2.17現在)

流通業務の総合化及び効率化のイメージ

企業における経営資源を
商品作り等のコアビジネスに
集中するニーズ

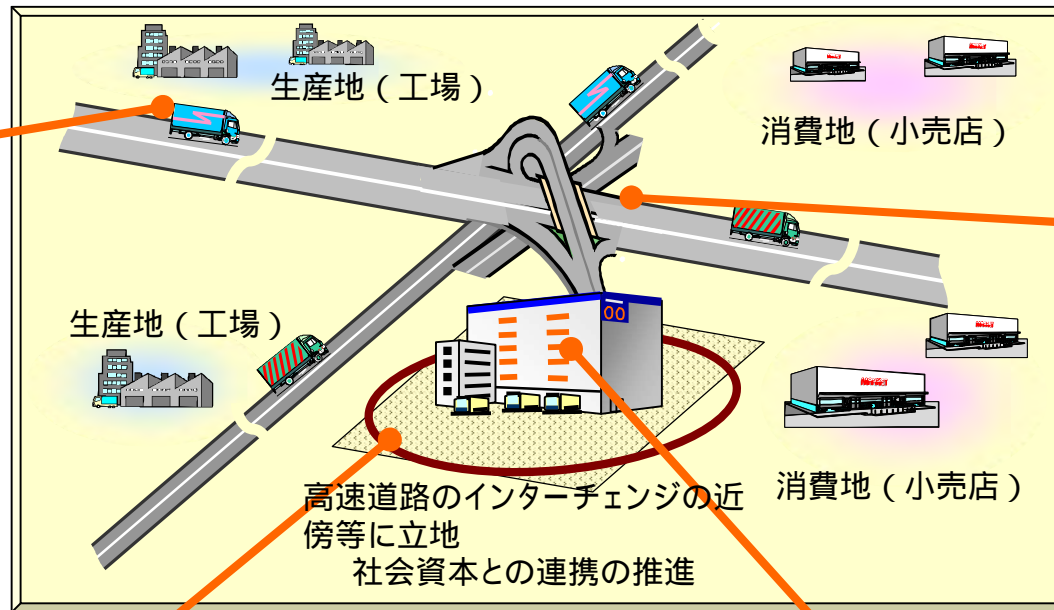
物流を
包括委託

輸送・保管・流通加工を
担う総合物流事業
(3PL事業)の展開

国際競争力を
支える流通業務
の総合化効率化

環境負荷の低減

例えば、物流拠点施設の
集約化や配送ネットワークの
合理化等により、CO2排出
量が**2割**程度削減



物流改革の推進

例えば、物流拠点の集約化や
輸配送ネットワークの合理化等
により、物流コストが**2割**程度削減

土地の機能的活用

インターチェンジ周辺の低未利用地や、
工業団地・流通業務団地内の遊休
地の有効利用

地域の活性化

地域雇用の創出

物流拠点施設における荷捌き・流通
加工等の雇用の創出

流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針について(概要)

第1 流通業務の総合化及び効率化の意義に関する事項

- 1 我が国経済の国際競争力の強化
 - ・高速道路のIC等の社会資本等の近傍に立地する流通業務施設を中核とした 流通業務の総合化・効率化により、物流コストの削減やリードタイムの短縮効果
- 2 消費者の需要の高度化及び多様化への対応
 - ・情報処理システムを介してディマンド・サイド重視の要請に対応した物流管理・輸配送が可能になる
- 3 物資の流通の伴う環境への負荷の低減
 - ・社会資本や生産拠点である工業団地、地場産業の近傍に立地する流通業務施設を整備することで、輸送の効率性が高まり、二酸化炭素排出量の削減に寄与

第2 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項

- 1 基本的な考え方
 - ・流通業務総合効率化事業は事業者や取扱貨物、特定流通業務施設の種類により様々な事業が考えられる
 - ・流通業務の総合化・効率化が図られ環境負荷の低減に資することが必要
- 2 流通業務総合効率化事業の業種
 - ・生産者、卸売業者、物流事業者を始め、様々な事業者による実施が考えられる
- 3 総合効率化計画の作成主体
 - ・大企業か中小企業、単独か共同化を問わない
 - ・流通業務を物流事業者に委託する場合には物流事業者が計画作成者に含まれる必要
- 4 流通業務総合効率化事業の内容
 - ・流通業務の効率化としては、輸送網の集約、輸配送の共同化、車両の大型化、営自転換等が挙げられるが、これらに限定されるものではない
- 5 特定流通業務施設
 - ・新設、既存を問わないが、省令で定める基準に適合する必要がある
- 6 環境負荷の評価
 - ・可能な限り、CO2削減量を定量的に算出することなどにより評価することが必要
- 7 流通業務総合効率化事業の実施時期
 - ・流通業務総合効率化事業の実施時期は、概ね5年以内とする

第3 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

- 1 事業の実施主体及び運営体制
 - ・輸送、保管、荷さばき、流通加工の一体性の確保が必要
- 2 流通業務総合効率化事業の実施に必要な物流事業に関する許可等
 - ・事業の実施に必要な許可等を有することが必要
- 3 物流情報システムの活用
 - ・インターネットEDI、電子タグの導入の推奨
- 4 物流機器等の統一
 - ・T11型パレット、物流クレート(通い箱)の推奨

第4 港湾流通拠点地区に関する事項

- 1 基本的な考え方
 - ・港湾流通拠点地区の適切な指定と公共施設の着実な整備の必要
- 2 港湾流通拠点地区の指定の要件
 - ・年間のコンテナ貨物取扱量、港湾施設の整備状況、土地確保の容易性、国道等との連絡、港湾計画との整合性等

第5 中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業に関する事項

- 1 中小企業の対応能力等
 - ・大企業に比した省力化投資の立ち後れ、経営基盤の脆弱性、資金調達力の不足
- 2 中小企業共同流通業務総合効率化事業の基本的考え方
 - ・任意グループによる事業活動も可(多数は中小企業者であることが必要)
- 3 中小企業共同流通業務総合効率化事業に使用する施設及び設備
 - ・特定流通業務施設は社会資本のみならず地場産地等の近傍の立地も有効
- 4 事業実施の計画性
 - ・段階的取組み(例:出荷の効率化 保管の効率化 流通加工の効率化)の重要性
- 5 各中小企業者の商取引への配慮
 - ・取引内容の秘密保持体制に万全を期するものとする

第6 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要事項

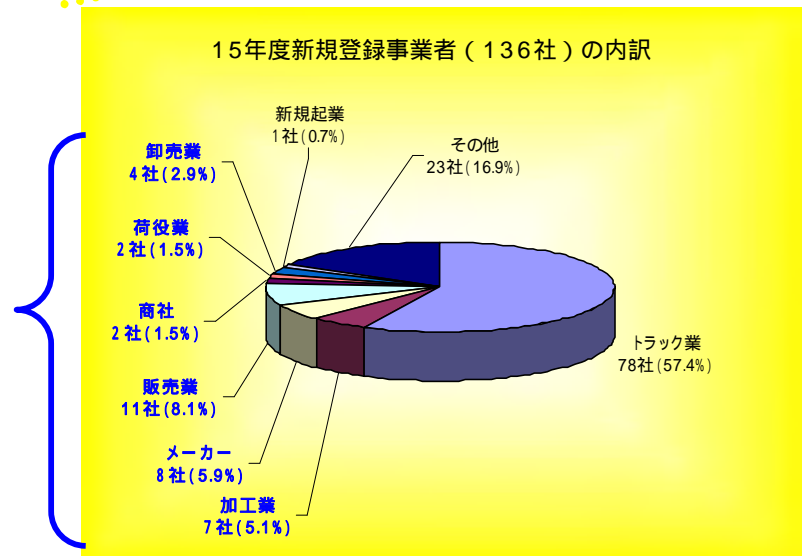
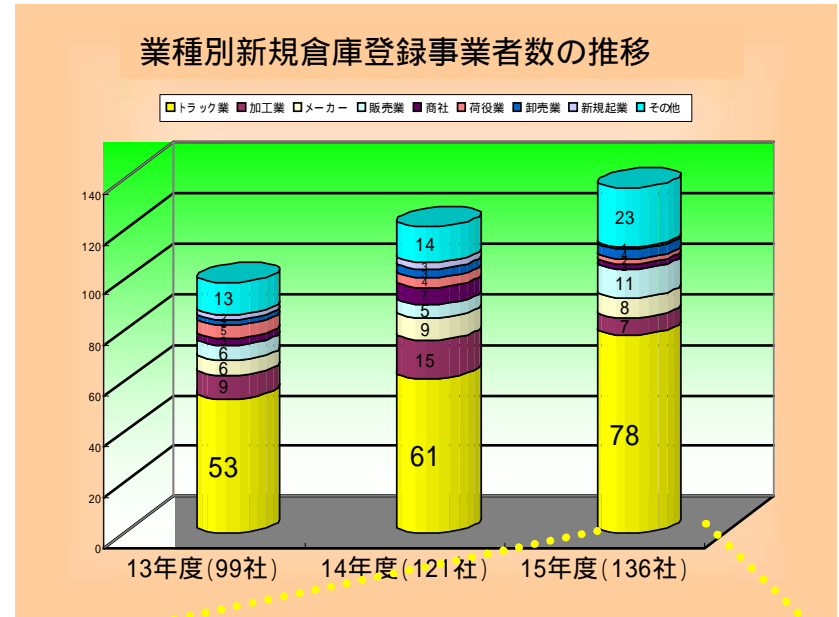
- 1 物流に係るコスト及び取引条件の明確化等の商慣習の改善
 - ・物流に係るコスト及び取引条件の明確化の徹底に努めるものとする
- 2 食の安全と消費者の信頼の確保
 - ・品質管理の徹底のためのコールドチェーンシステム等の整備やトレーサビリティシステムの導入の必要性
- 3 関係者の協力等
 - ・取引の相手方その他の関係者の理解と協力を得ることが重要
- 4 人材の育成及びノウハウの提供
 - ・3PL人材育成研修、中小企業大学校等による研修の活用
- 5 国及び地方公共団体の施策の活用
 - ・補助金、低利融資、債務保証等の支援措置の活用
- 6 交通量の集中等による影響への配慮
 - ・交通量の集中による渋滞や大気環境への影響にも配慮することが必要
- 7 関係法令の遵守等
 - ・トラックの過積載や過労運転等の防止、道路交通法規の遵守等

平成17年10月19日官報告示

倉庫業、貨物自動車運送事業等の許可・登録の一括取得

一括取得制度の概要

1. 総合効率化計画を実施するにあたって、新たに許可等が必要となる事業がある場合には、計画の申請時に事業法上の許可等の申請に必要な書類を併せて提出することができ、計画の認定を受けた場合には、同計画の実施に必要な倉庫業、貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業の許可・登録を受けたものとみなす。
2. 既に倉庫業、貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業の許可・登録を受けている者は、総合効率化計画の申請時に事業計画の変更認可や倉庫の変更登録の申請に必要な書類を併せて提出することができ、計画の認定を受けた場合には、必要な変更認可・登録等を受けたものとみなす。



業種	新規登録者数	うち同時期に他の物流業許可を取得した者とその内訳
卸売	4	利用運送(2)
荷役	2	港湾運送(1)
商社	2	
販売	11	利用運送(5) トラック(1)
メーカ	8	利用運送(2) トラック(3)
加工	7	利用運送(1) トラック(1)
計	34	16(47.1%)

総合物流業への進出機運の高まりを受け、物流事業許可・登録のための申請負担を軽減

倉庫用建物等に対する税制特例

税制特例の概要

1. 物流総合効率化法による総合効率化計画に基づき取得する倉庫用建物等を特例措置の対象とする。

2. 内容

○所得税・法人税	割増償却	5年間10% (営業倉庫)
固定資産税・都市計画税	課税標準の特例	5年間1/2 (営業倉庫)
		5年間3/4 (附属設備)
		5年間5/6 (港湾上屋)

対象施設の要件

対象施設: 普通倉庫、冷蔵倉庫、貯蔵槽倉庫、港湾上屋、附属設備

地区要件: 臨港地区又は高速自動車国道等ICから5km以内の区域

設備要件:

垂直型連続運搬装置、電動式密集棚装置又は自動化保管装置のいずれかを有すること

情報交換機能及び貨物保管場所管理機能を有すること

流通加工用空間が設けられていること 等

* 附属設備は、垂直型連続運搬装置、電動式密集棚装置、自動化保管装置等が対象となる。

税制特例の効果

延床面積1万㎡、建物取得費10億円の営業倉庫で、新設から5年間の合計で約3000万円の減税効果(法人税、固定資産税、都市計画税)

高速道路等の社会資本と連携した物流施設の整備を後押し

倉庫用建物等に対する税制特例

制度の概要

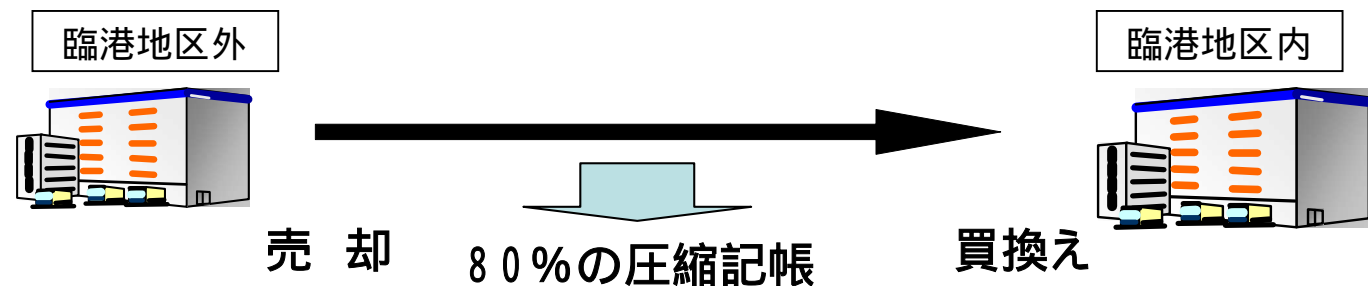
1. 物流総合効率化法による総合効率化計画に基づき取得する倉庫用建物を特例対象。
2. 内 容
臨港地区外の事業用資産を売却し、臨港地区内に倉庫用建物を取得した場合、譲渡益の80%相当額を買換えした倉庫用建物の帳簿価額から減じて記帳することができる（買換資産を圧縮記帳することにより所得税又は法人税の課税の繰延べ効果がある。）。
3. 実施時期
平成18年4月1日以降

対象施設の要件

対象施設：総合効率化計画の認定を受けた営業用の倉庫であれば全て対象（規模要件、設備要件もなく、竣工済みのものであっても対象）

立地地区：臨港地区外から臨港地区内への買換をした場合に限り適用

買換特例のイメージ図



物流施設に対する低利融資制度

制度の概要

1. 物流総合効率化法による総合効率化計画に基づき取得する物流施設を低利融資の対象とする。
2. 内 容
 - 政府系金融機関：日本政策投資銀行
 - 金 利：政策金利（最優遇金利）
 - 融 資 比 率：40%
 - 実 施 時 期：平成18年4月1日以降

対象施設の要件

対象施設：倉庫、荷捌施設、一般トラックターミナル、配送センター、共同配送センター、航空貨物取扱施設、複合一貫輸送施設、省力化対応倉庫

立地地区：流通業務団地、高速自動車国道等のインターチェンジ周辺、臨港地区、空港周辺、鉄道貨物駅周辺及び地方公共団体等が設置する流通センター

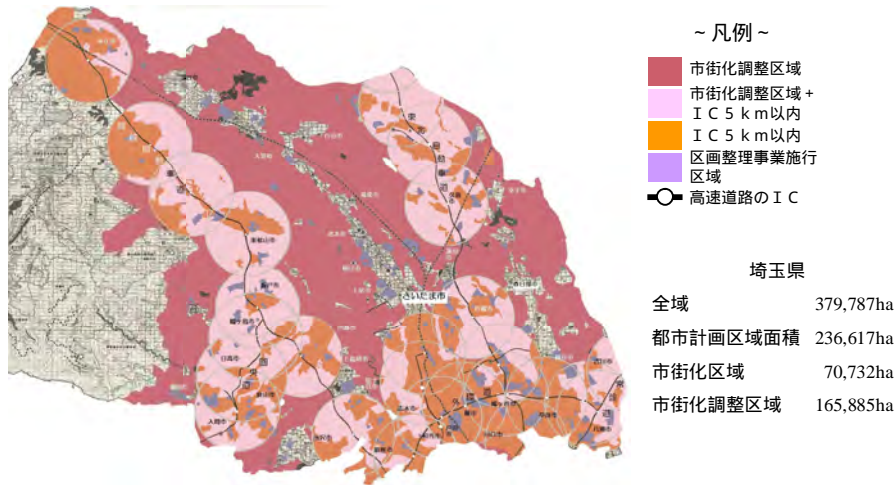
* 立地地区により規模要件等が異なるので、詳細については日本政策投資銀行にお問い合わせください。

* 中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫においても同様に、物流総合効率化法による総合効率化計画に基づき取得する物流施設に対する低利融資制度がありますので、詳細についてはそれぞれの政府系金融機関にお問い合わせください。

市街化調整区域の開発許可に関する配慮

都市計画法上の規制

市街化調整区域に係る開発行為については、都市計画法第34条第1項各号に掲げられた要件のいずれかに該当する場合でなければ、都道府県知事は許可をしてはならない。



市街化調整区域にかかる開発行為の許可要件

都市計画法第34条 (略)

一～九 (略)

十 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する開発行為で、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの

イ (略)

ロ 開発区域の周辺における市街化を促進する恐れがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるもの

配慮の概要

物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画の用に供する特定流通業務施設の整備について、通常開発許可して差し支えないと考えられる開発行為として運用。

1. 総合効率化計画の認定基準

計画が基本方針に照らして適切なものであること

計画が流通業務総合効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること

特定流通業務施設の立地・規模・構造・設備が省令で定める基準に適合すること

(みなしで許可・登録を受ける場合)各事業法が定める許可・登録基準に適合すること

基本方針適合性

基本方針において、以下の事項を規定

流通業務総合効率化事業の内容に関する事項

- ・輸送、保管、荷さばき、流通加工を総合的に実施すること
- ・輸送網の集約、輸配送の共同化、積載率の向上、モーダルシフト等により効率化を図ること
- ・環境負荷の低減が図られるものであること

流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

- ・輸送、保管、荷さばき、流通加工を複数の者が共同して実施することも構わないが、事業の一体性を確保することに配慮することが必要
- ・必要な事業法の許可・登録を有していること

事業の確実な遂行

総合効率化計画の記載内容から、以下の事項を審査

設備等の導入計画が計画の目標達成に十分であること

必要な資金の調達について十分な見通しがあること

流通業務総合効率化事業の実施に必要な物流事業法の許可・登録を有しているか、取得する見込みのあること

流通業務施設の整備を伴う場合には、土地利用上の必要な許可等を有しているか、取得する見込みのあること

特定流通業務施設の基準適合性

営業倉庫の場合、以下の要件を満たすこと

(1) 地区要件

- ・高速道路のIC、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港、流通業務団地、工業団地、卸売市場から5 km以内に立地すること

(2) 設備要件

- ・データ交換システム
- ・自動搬送装置、自動仕分装置、垂直型連続運搬装置、電動式密集棚装置、自動化保管装置又は貨物保管場所管理システムのいずれか(普通倉庫、冷蔵倉庫の場合)
- ・搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫の場合)
- ・流通加工用設備

(3) 規模要件

- ・床面積が平屋建てで1500 m^2 、多階建てで3000 m^2 以上(普通倉庫の場合)
- ・容積が3000 m^3 以上(冷蔵倉庫の場合)
- ・容積が5000 m^3 以上(貯蔵槽倉庫の場合)

このほか、倉庫業法の基準に適合していることが必要。(後述)

事業法の許可・登録基準適合性

倉庫業にあっては、登録基準に適合していること

貨物利用運送事業にあっては、登録(又は許可)基準に適合していること

貨物自動車運送事業にあっては、許可基準に適合していること

これらの許可・登録については、総合効率化計画の認定時にみなしで取得することが可能であるが、認定手続とは別途各事業法に基づいて取得することももちろん可能。

2. 総合効率化計画の認定手続き

(1) ポイント

物流事業者であれば、地方運輸局に相談・申請すれば足り、他の地方局に出向く必要はない

申請書は最大で3部(国交、経産、農水の3大臣が共同認定する場合)

申請書(総合効率化計画)の記載内容は、

- ・流通業務総合効率化事業の目標
- ・流通業務総合効率化事業の内容
- ・流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の概要
- ・流通業務総合効率化事業の実施時期
- ・流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- ・(運輸に関する協定を締結するときは、その内容)

申請書類の作成方法

総合効率化計画認定申請書

〇〇運輸局長 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

所在地 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
 名称 凸凹運輸倉庫株式会社
 代表者氏名 代表取締役社長 凸凹 太郎 印

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の規定により、下記の総合効率化計画について認定を受けたいので申請します。

記

当該計画に関係する営業所を記載して下さい。

1. 総合効率化事業者の概要
 (1) 流通業務を総合的かつ効率的に実施する者

事業者名	所在地	代表者名	資本金	従業員数
凸凹運輸倉庫株式会社	東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号	凸凹太郎	5000万円	150人
営業所の名称	所在地	連絡先		
主たる営業所	〒000-0000	電話 00-0000-0000		
江東営業所	東京都江東区有明〇丁目〇番〇号	FAX 00-0000-0000		
従たる営業所	〒000-0000	電話 00-0000-0000		
千葉営業所	千葉県成田市成田〇丁目〇番〇号	FAX 00-0000-0000		
従たる営業所	〒000-0000	電話 00-0000-0000		
埼玉営業所	埼玉県羽生市本町〇丁目〇番〇号	FAX 00-0000-0000		
従たる営業所	〒000-0000	電話 00-0000-0000		
群馬営業所	栃木県館林市銀座〇丁目〇番〇号	FAX 00-0000-0000		
決算期日	3月31日			

- (2) 特定流通業務施設を整備する者

事業者名	所在地	代表者名	資本金	従業員数
〇×物流センター株式会社	埼玉県所沢市山口〇丁目〇番〇号	〇×次郎	5億円	300人
主たる営業所の名称	所在地	連絡先		
勝どき営業所	〒000-0000 東京都中央区勝どき〇丁目〇番〇号	電話 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000		
決算期日	3月31日			

流通業務を総合的かつ効率的に実施する者以外が特定流通業務施設の整備を行う場合に記載して下さい。

何を目標とする計画なのかを具体的に記載して下さい。

2. 流通業務総合効率化事業の目標

現在、〇〇製菓㈱の菓子原材料、菓子製品、包装材料は、凸凹運輸倉庫㈱が輸送しているが、菓子原材料、菓子製品、包装材料それぞれについて物流の拠点が点在しており、非効率な輸送体制となっている。

荷主から、より環境負荷軽減に向けた取組について遠距離的な問題（CO2排出量）及び物流品質（配送時間等）等に削減、品質向上を求められていた。

今般、ZPL事業者としての新物流拠点を〇〇製菓㈱の至近距離かつ東北自動車道羽生インターチェンジから3kmの位置に整備し、集約管理を行い、入庫からのパレット一貫輸送体制を確立し流通効率化を図るとともにより良い物流システムを提供し、輸送距離の短縮におけるCO2等の排出量の削減を行うこととし、CO2排出量を約35%削減することを目標とする。

3. 流通業務総合効率化事業の内容

- (1) 取扱品目

菓子原材料、菓子製品及び包装材料

- (2) 一体的に行う流通業務の種類

輸送、保管、荷捌き、流通加工

- (3) 倉庫業等の該当の有無及び許可又は登録の有無

事業の種類	該当の有無	許可又は登録の有無	変更認可等の必要の有無
倉庫業	あり	あり	あり
第一種貨物利用運送事業	なし	なし	—
第二種貨物利用運送事業	なし	なし	—
一般貨物自動車運送事業	あり	あり	あり
貨物自動車利用運送	なし	なし	—

※一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可等については、別途事業法に基づき申請中（平成〇〇年〇月〇日付申請）

- (4) 流通業務の処理の内容

- i) 現行

現在、〇〇製菓㈱の菓子原材料、菓子製品、包装材料を凸凹運輸倉庫㈱が以下のように輸送している。

- ①菓子原材料

東京港に輸入された菓子原材料を海上コンテナで凸凹運輸倉庫㈱江東営業所有明流通センター（東京都江東区）へトラック輸送し保管。有明流通センターでは、保管している菓子原材料を〇〇製菓㈱埼玉センターからの輸送指示により、そこから〇〇製菓㈱の埼玉工場（埼玉県羽生市）へトラック輸送をしている。

- ②菓子製品

〇〇製菓㈱埼玉工場で生産された菓子製品は、同社埼玉工場内にある埼玉センター（埼玉県羽生市）で保管されるが、その保管量がオーバーフローしたときに凸凹

何をどうするのか、現行と計画を比較して具体的に記載して下さい。

運輸倉庫(千葉県営業所成田倉庫(千葉県成田市)へトラック輸送し保管。成田倉庫では、保管している菓子製品を〇〇製菓(埼玉センター)からの輸送指示により、そこから埼玉センターへトラック輸送している。

③包装材料

各資材メーカーで生産された包装材料は、凸凹運輸倉庫(群馬営業所館林流通センター(群馬県館林市)へトラック輸送し保管。館林流通センターでは、保管している包装資材を〇〇製菓(埼玉センター)からの輸送指示により、そこから〇〇製菓(埼玉工場(埼玉県羽生市)へトラック輸送している。

また、(株)××屋の菓子製品については、東京港に輸入された菓子製品を海上コンテナで凸凹運輸倉庫(群馬営業所館林流通センター(群馬県館林市)までトラックで輸送し、そこから〇〇製菓(埼玉工場)内にある埼玉センター(埼玉県羽生市)までトラック輸送され、埼玉センターにおいて、〇〇製菓(株)の菓子製品と一緒に積み込み、首都圏へ共同配送をしている。

ii) 計画

凸凹運輸倉庫(株)は、〇〇製菓(埼玉工場(埼玉県羽生市)至近に〇×物流センター株式会社が建設する特定流通業務施設(羽生流通センター)を賃借し、有明流通センター保管の菓子原材料、成田倉庫保管の菓子製品、館林流通センター保管の包装材料の全てを羽生流通センターに集約する。

また、羽生流通センターは、(株)××屋菓子製品との共同配送の拠点としても機能させる。

(別紙概略図参照)

特定流通業務施設の整備を行う場合に記載して下さい。

(5) 特定流通業務施設の整備を行う事業の実施スケジュール

建設スケジュール	年 月		備考
	基本設計	平成〇〇年〇〇月	
	実施設計	平成〇〇年〇〇月	自社所有地
	土地取得	平成〇〇年〇〇月	
	建築確認	平成〇〇年〇〇月	
	請負事業者決定	平成〇〇年〇〇月	
	着工	平成〇〇年〇〇月	
	完工	平成〇〇年〇〇月	
土地利用・建設規制に係る許可スケジュール	農振法区域変更(農振除外)申請		総合効率化計画の認定があり次第申請
	申請	平成〇〇年〇〇月	
	許可	平成〇〇年〇〇月	
	農地法農地転用許可申請		
	申請	平成〇〇年〇〇月	
	許可	平成〇〇年〇〇月	
都市計画法附則4項許可申請			
申請	平成〇〇年〇〇月		

規模要件

地区要件

設備要件

4. 特定流通業務施設の概要

名称	凸凹運輸倉庫(埼玉営業所)羽生流通センター	
区分	倉庫業の用に供する倉庫(令第2条第2号)	
所有者	〇×物流センター株式会社	
所在地	埼玉県羽生市本町〇丁目〇番〇号	
社会資本等との位置関係	東北自動車道羽生インターチェンジから3.0km	
床面積	荷さばき・保管施設	7,000㎡
	流通加工施設	5,000㎡
	その他の施設	2,500㎡
	合計	10,000㎡
付設する流通効率化設備等の内容	垂直型連続運搬装置、自動化保管装置、貨物保管場所管理システム、データ交換システム	

※設備の仕様については別添参照

5. 認定により適用を希望する支援措置

- ① 特定流通業務施設たる営業倉庫に係る税制特例(法人税)
- ② 倉庫業法の変更登録
- ③ 市街化調整区域における開発許可についての配慮

2頁を参考に記載して下さい。

6. 流通業務総合効率化事業の実施時期

業務処理実施スケジュール (試行、本格稼働)	年 月		備考
	試行	平成〇〇年〇〇月	
	本格稼働	平成〇〇年〇〇月	

7. 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

項目	自己資金		補助金	公的機関からの借入れ		民間機関からの借入れ	合計
	凸凹運輸倉庫(株)	〇×物流センター株式会社		中小公庫	羽生市		
	土地	0		0	0		
建物	0	480,000	0	720,000	0	0	1,200,000
設備	245,000	0	0	0	10,000	0	255,000
運転資金	50,000	0	0	0	0	50,000	100,000
計	295,000	480,000	0	720,000	10,000	50,000	1,555,000

8. 中小企業共同流通業務総合効率化事業又はそれ以外の流通業務総合効率化事業の別

中小企業共同流通業務総合効率化事業	それ以外の流通業務総合効率化事業
-	○

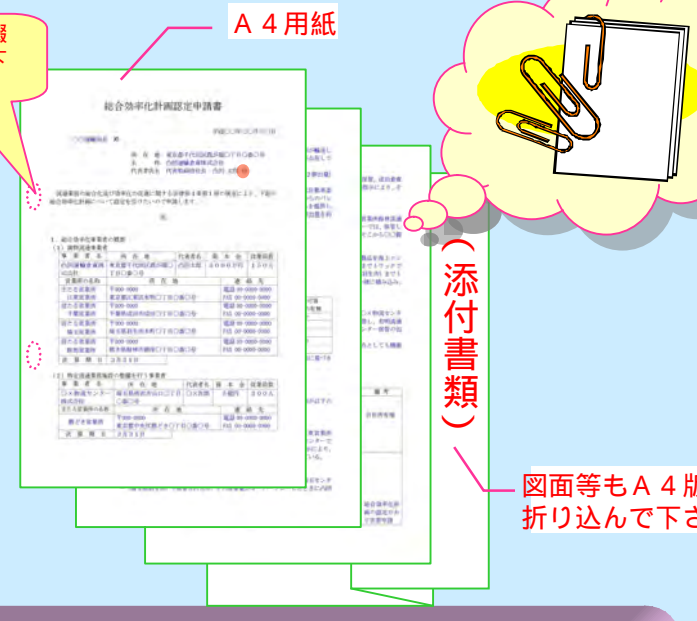
9. その他（倉庫業の変更登録に係る事項）

- ① 変更に係る倉庫の名称及び位置
 4. 特定流通業務施設の概要参照
- ② 変更に係る倉庫を所管する営業所の名称及び位置
埼玉営業所
〒000-0000 埼玉県羽生市本町〇丁目〇番〇号
- ③ 変更しようとする事項
倉庫の新設
- ④ 変更予定期日
総合効率化計画の認定があり次第

申請書には定款や登記事項証明書といった書類の添付が必要です。詳しくは、規則第2条第2項～4項をご覧ください。また、添付書類が整いましたら下記を参考に調製して下さい。

A4用紙

ホチキスや袋綴じにしないで下さい。

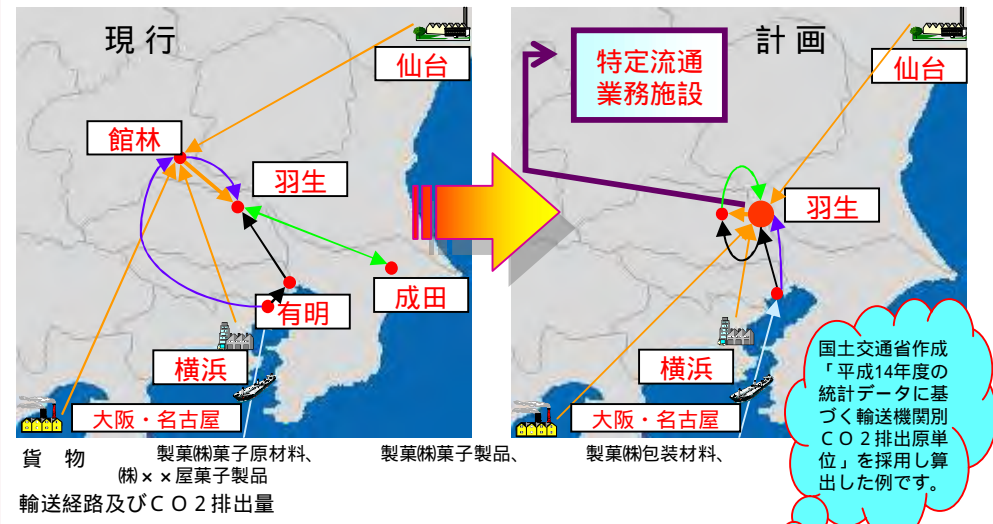


(添付書類)

図面等もA4版に折り込んで下さい。

提出部数：申請者控え分（1部）と関係省庁分（最大3部）となっております。
作成書類は、A4縦、横書き、左綴じとし、図面に関しても、A4版に折込んでいただくとともに、袋綴じやホチキス留めにしないようお願いいたします。

総合効率化計画概略図 別紙



現 行	
東京港 (トラック) 有明流通センター〔江東区〕	18,018t × 20km × 161 × 10 ⁻⁶ = 58.02t-CO2
有明流通センター (トラック) 埼玉工場〔羽生市〕	14,585t × 80km × 161 × 10 ⁻⁶ = 187.85t-CO2
埼玉工場 (トラック回送) 有明流通センター	10t車 × 1,459台 × 80km × 161 × 0.8 × 10 ⁻⁶ = 150.04t-CO2
埼玉工場〔羽生市〕 (トラック) 成田流通センター〔成田市〕	2,763t × 117km × 161 × 10 ⁻⁶ = 52.05t-CO2
成田流通センター (トラック回送) 埼玉工場	10t車 × 277台 × 117km × 161 × 0.8 × 10 ⁻⁶ = 41.74t-CO2
仙台、横浜、名古屋、大阪 (トラック) 館林流通センター〔館林市〕	4,709t × 238km × 161 × 10 ⁻⁶ = 180.44t-CO2
館林流通センター (トラック) 埼玉工場〔羽生市〕	8,888t × 8km × 161 × 10 ⁻⁶ = 11.45t-CO2
埼玉工場 (トラック回送) 館林流通センター	10t車 × 889台 × 8km × 161 × 0.8 × 10 ⁻⁶ = 9.16t-CO2
東京港 (トラック) 館林流通センター〔館林市〕	15,639t × 78km × 161 × 10 ⁻⁶ = 196.39t-CO2
館林流通センター (トラック) 埼玉工場〔羽生市〕	13,074t × 8km × 161 × 10 ⁻⁶ = 16.84t-CO2
埼玉工場 (トラック回送) 館林流通センター	10t車 × 1,308台 × 8km × 161 × 0.8 × 10 ⁻⁶ = 13.48t-CO2
CO2排出量計917.76t-CO2	

計 画	
東京港 (トラック) 羽生流通センター〔羽生市〕	18,018t × 70km × 161 × 10 ⁻⁶ = 203.06t-CO2
羽生流通センター (トラック) 埼玉工場〔羽生市〕	14,585t × 4km × 161 × 10 ⁻⁶ = 9.39t-CO2
埼玉工場 (トラック回送) 羽生流通センター	10t車 × 1,459台 × 4km × 161 × 0.8 × 10 ⁻⁶ = 7.52t-CO2
埼玉工場〔羽生市〕 (トラック) 羽生流通センター〔羽生市〕	2,763t × 4km × 161 × 10 ⁻⁶ = 1.78t-CO2
羽生流通センター (トラック回送) 埼玉工場	10t車 × 277台 × 4km × 161 × 0.8 × 10 ⁻⁶ = 1.43t-CO2
仙台、横浜、名古屋、大阪 (トラック) 羽生流通センター〔館林市〕	4,709t × 231km × 161 × 10 ⁻⁶ = 175.13t-CO2
羽生流通センター (トラック) 埼玉工場〔羽生市〕	8,888t × 4km × 161 × 10 ⁻⁶ = 5.72t-CO2
埼玉工場 (トラック回送) 羽生流通センター	10t車 × 889台 × 4km × 161 × 0.8 × 10 ⁻⁶ = 4.58t-CO2
東京港 (トラック) 羽生流通センター〔館林市〕	15,639t × 70km × 161 × 10 ⁻⁶ = 176.25t-CO2
羽生流通センター (トラック) 埼玉工場〔羽生市〕	13,074t × 4km × 161 × 10 ⁻⁶ = 8.42t-CO2
埼玉工場 (トラック回送) 羽生流通センター	10t車 × 1,308台 × 4km × 161 × 0.8 × 10 ⁻⁶ = 6.73t-CO2
CO2排出量計600.01t-CO2	

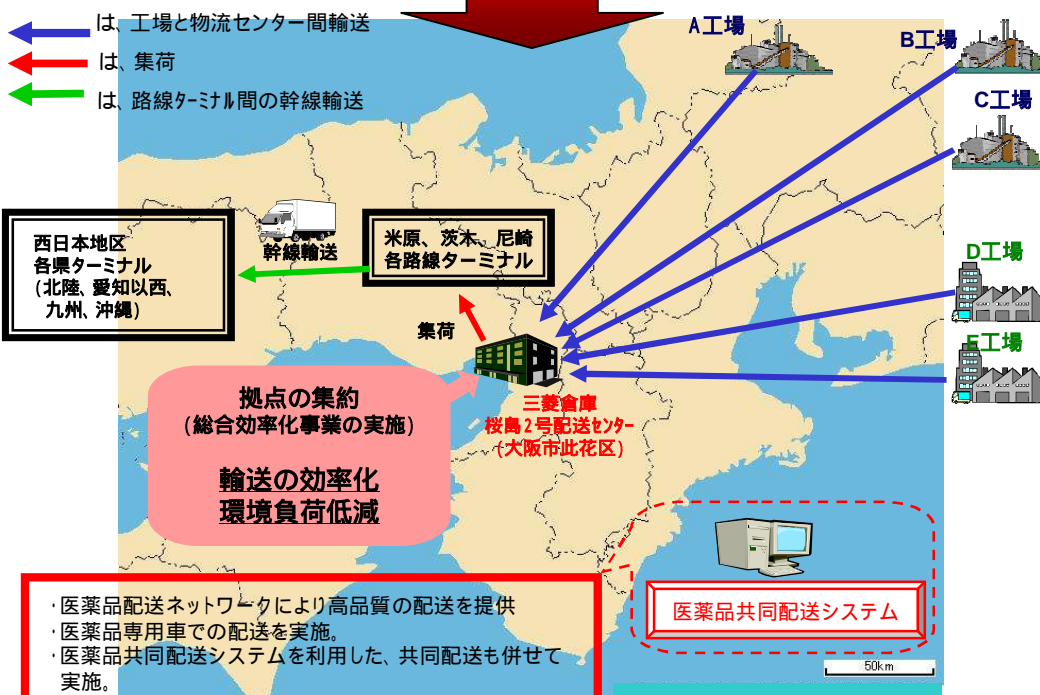
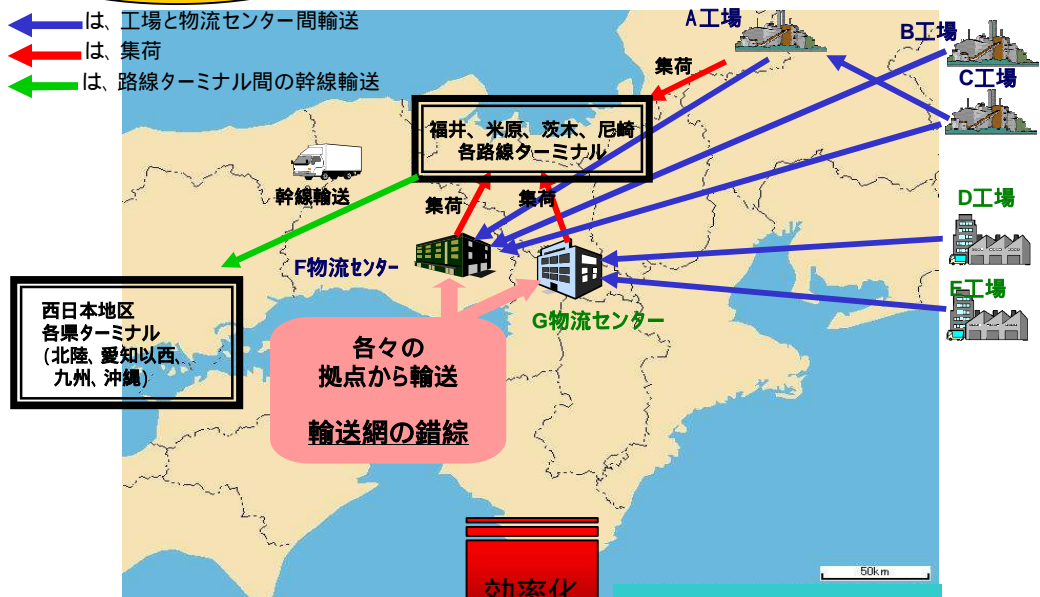
CO2削減効果 削減量:317.75t-CO2 削減率:317.75t-CO2/917.76t-CO2 35.0%

総合効率化計画認定事例について

管轄局名	申請日	事業者名	総合効率化事業の概要	CO2削減率	H18.2.8現在	
	認定日				希望支援措置	社会資本からの距離
関東	H17.10.6	Ⓜ (株)ジェービーエス (株)ビックカメラ	新倉庫を運用し、既存拠点を荷主の既存センターとともに集約化、輸配送ネットワークの合理化により、総合効率化を推進。	21%	国税・地方税 開発許可	ICから2km
	H17.11.11					
	H17.11.15	澁澤倉庫(株) 澁澤陸運(株)	新倉庫を建設し、輸送網の集約、クロスドック機能を持たせることで、総合効率化を推進。	20%	地方税	ICから300m
	H17.11.29					
	H18.1.12	東京団地倉庫(株) 櫻井倉庫(株)	新倉庫を賃借することで、10tトラックの導入、保管スペース等の拡大により、総合効率化を推進。	29%	国税・地方税	ICから1km
	H18.1.25					
	H18.1.12	東京団地倉庫(株) 矢倉倉庫(株) 大東倉庫(株)	新倉庫を賃借することで、点在している倉庫の集約、10tトラックの導入及び近隣トラックターミナルへの共同配送により、総合効率化を推進。	21%	国税・地方税	ICから1km
	H18.1.25					
	H18.1.12	東京団地倉庫(株) 醍醐倉庫(株) 醍醐運輸(株)	新倉庫を賃借することで、点在している倉庫の集約、40フィート海上コンテナの利用による積載率の向上により、総合効率化を推進。	22%	国税・地方税	ICから1km
	H18.1.25					
H17.12.15	日本通運(株) 日本自動車ターミナル(株)	新倉庫を賃借し、既存倉庫の集約、商品の一括管理により横持ち輸送をなくし、併せて車両の大型化を進めることにより、総合効率化を推進。	33%	国税 一括取得(倉庫業)	ICから1km	
H18.2.8						
中部	H17.10.12	Ⓜ 矢崎総業(株) 翔運輸(株)	新設した配送センターでの商品一括管理、共同配送、モーダルシフト等の実施により、総合効率化を推進。	24%	-	工業団地内
	H17.10.20					
	H17.11.29	福玉(株) 三ツ井運輸(株)	新倉庫を建設し、既存倉庫の集約、商品の一括管理等により、車両数の減少・輸送距離の短縮を図り、総合効率化を推進。	19%	国税・地方税 一括取得(倉庫業)	ICから2.4km
	H17.12.9					
	H17.11.18	(株)ロジックス 小出運送(株)	新倉庫を建設し、商品の一括管理、共同輸送の実施により、総合効率化を推進。	18%	国税・地方税	ICから2.5km
	H17.12.21					
	H17.12.26	福井倉庫(株)	既設倉庫(H17.11竣工)に物流拠点を集約し、商品の一括管理、流通加工等を可能にすることで、総合効率化を推進。	21%	地方税	ICから4.0km
	H17.12.28					
H17.12.9	日本トランスシティ(株) トランスシティロジスティクス中部(株)	倉庫を増設し、既存倉庫の集約、商品の一括管理等により、ロット納品、大量配送を可能とすることで、総合効率化を推進。	15%	国税・地方税 一括取得(倉庫業)	ICから3km	
H18.1.24						
近畿	H17.10.6	三菱倉庫(株) 菱倉運輸(株)	新倉庫を増設し、錯綜していた輸送網の集約、医薬品の一括管理、併せて共同配送を行うことで、総合効率化を推進。	23%	国税・地方税	ICから1.0km
	H17.10.20					
	H17.11.1	アートバンライン(株)	荷主3社の各々の物流拠点からの輸送を新倉庫に集約、一括管理を行い、輸送距離の短縮等を図ることで総合効率化を推進。	20%	国税・地方税	ICから4.0km
	H17.11.2					
	H17.12.9	三井倉庫(株) (株)サン・トランスポート	新倉庫を建設し、商品の入出庫の一括管理、横持輸送の大幅な削減を図ることで、総合効率化を推進。	21%	地方税	ICから3.5km
	H17.12.19					
H17.12.26	(有)滋賀鶴見運送	新倉庫を建設し、点在していた拠点を集約、併せて車両の大型化を図り、輸送台数の削減を実現し、総合効率化を推進。	27%	国税・地方税	ICから3.0km	
H17.12.28						
九州	H17.11.7	(株)八木運送	新倉庫を建設し、商品の集中保管・管理により、総合効率化を推進。	22%	国税・地方税	ICから500m
	H17.11.16					
	H17.11.4	センコー(株)	新倉庫を増設し、分散していた在庫を集約、併せて集約発送による積載効率の向上により輸送台数を削減し、総合効率化を推進。	27%	国税・地方税	ICから500m
	H17.11.28					

Ⓜ は、経済産業局との共同認定事案。

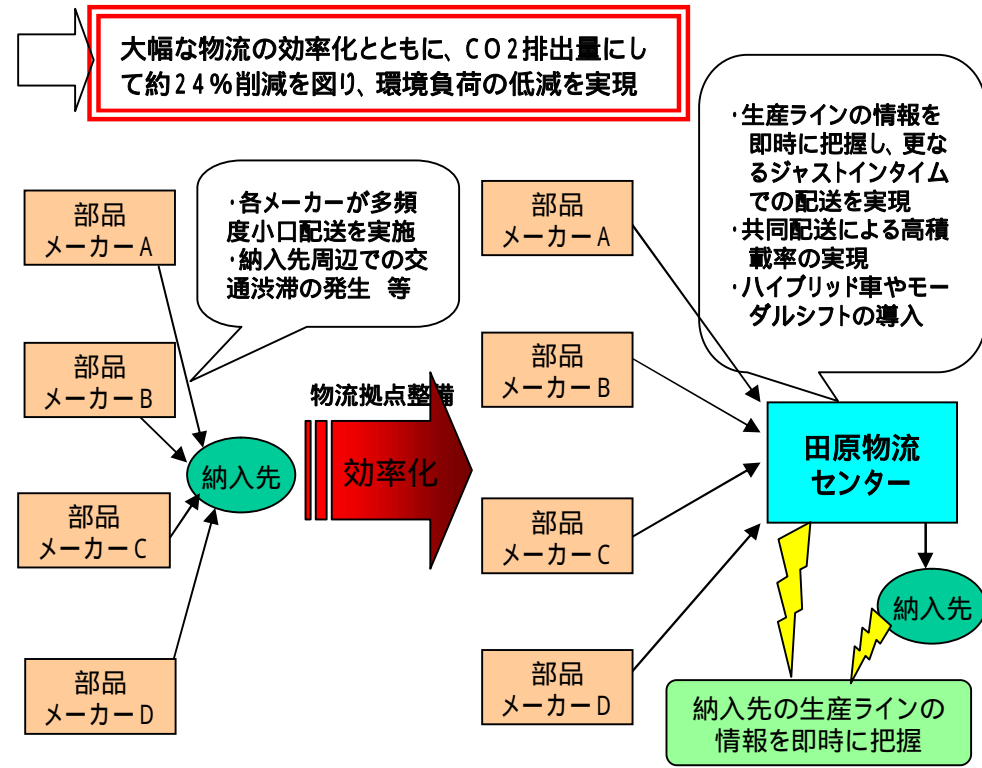
認定事例1



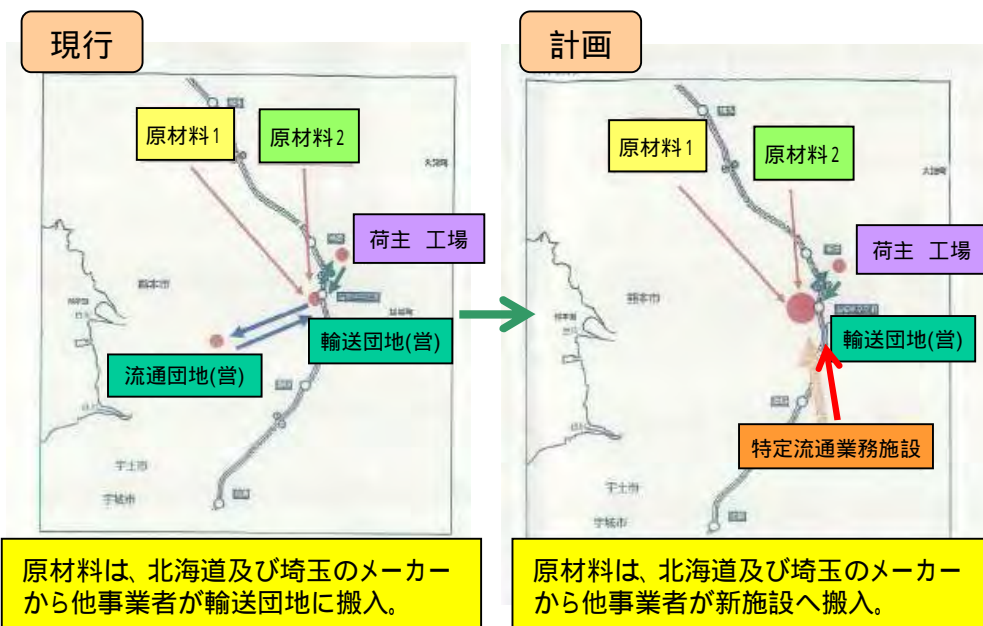
認定事例2

多頻度小口で納入先に配送している部品メーカーが、企業の壁を超えた共同配送、情報技術の活用、流通加工の実現、モーダルシフト、ハイブリッド車の導入等により、高積載率で更なるジャストインタイムでの輸送を実現し、物流の効率化及び環境負荷の低減を図る。

- (荷主) 矢崎総業 (物流事業者) 翔運輸
- ・矢崎総業が物流拠点を整備し、部品メーカーの壁を越えた共同配送を実現
 - ・積載率が低下することが多いジャストインタイムでの配送について、共同配送により積載率を向上
 - ・整備した物流拠点から納入先への更なるジャストインタイムでの配送に対応すべく、ハイブリッド車を導入
 - ・その他、モーダルシフトや流通加工の実現などを実施

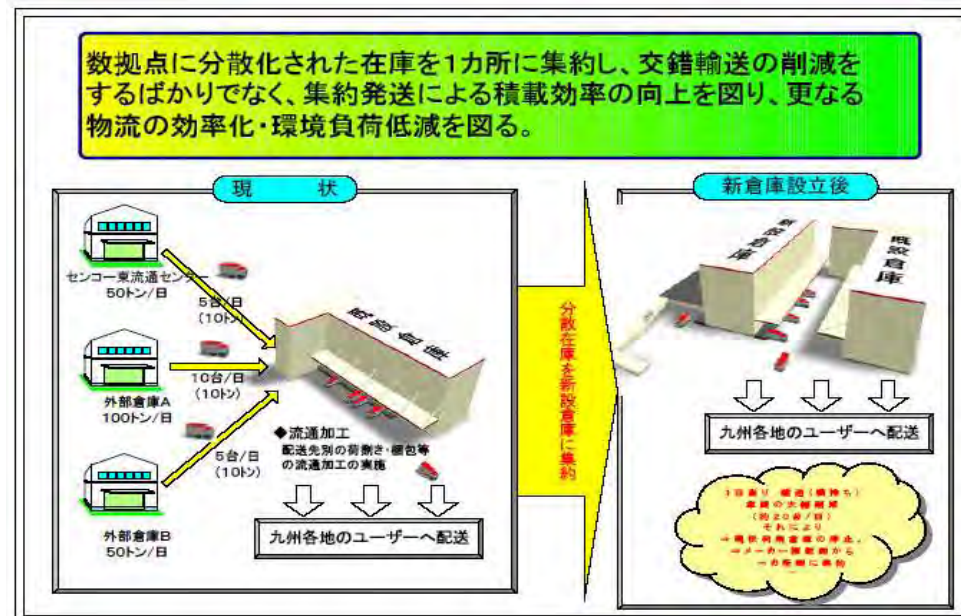


㈱八木運送の総合効率化計画のイメージ図



2箇所に分散していた物流拠点を1箇所に集約し、走行距離の削減と積載効率の向上により、物流効率化・環境負荷の低減を図る。

センコー㈱の総合効率化計画のイメージ図



物流総合効率化法に関するQ & A

1. 流通業務総合効率化事業の内容について

Q どのような取組であれば認定されるのか。

A まず、流通業務の「総合化」が必要で、これは「輸送、保管、荷さばき、流通加工」を一体的に行うこと。これらを一つの事業者が単独で行う必要はなく、例えば倉庫事業者とトラック事業者の連携(共同申請)でも可。

次に、流通業務の「効率化」が必要で、効率化の取組としては、物流拠点施設の集約化や、共同配送、モーダルシフト、車両の大型化、営自転換など、事業者の創意工夫で様々な取組みが考えられる(認定要件として限定することとはしていない)。また、「環境負荷の低減に資するもの」であることが必要。

Q 新規に施設を整備する場合でなければ認定対象にならないのか。

A 既存の施設を活用する場合でも認定対象となり得る。ただこの場合、税制特例の対象とはならない。

Q 「保管」のためには営業倉庫の登録を受けることが必要か。

A その必要はない。トラック業や利用運送業における一時保管でも「保管」に当たるし、自家物流も認定対象である。

Q CO2削減効果については、明確な削減量を示さなければ認定とならないか。

A 数値目標は設けていない。ただし、これまでの認定実績においては、概ね20%程度の削減効果が図られる計画となっている。

Q 関係機関への意見照会の趣旨は何か。

A 都道府県に対しては、都市計画の観点から照会。

都道府県警察に対しては、交通の安全と円滑化の観点から照会。

地方整備局に対しては、道路整備計画の観点から照会。(ただし、一定規模以上の特定流通業務施設の整備を伴う場合に限り予定。)

Q 都道府県警察への照会について、他の業法により既に意見照会が行われている場合にも照会する必要があるのか。

A 他の業法により照会済の場合は、再度の照会は必要ない。

Q 特定流通業務施設の建設地が臨港地区の場合、申請先は地方整備局となるのか。

A 申請先は地方運輸局。申請先が地方整備局となるのは、港湾流通拠点地区にかかるもののみ。

Q 港湾流通拠点地区にかかる総合効率化計画の場合、地方整備局と地方運輸局のすみ分けはどのようになるのか。

A 地方整備局は、ハード整備について、港湾整備計画との整合性の観点から審査する。地方運輸局は、当該計画にかかるソフト部分(輸送網の集約、共同配送等)について審査することとなる。なお、この場合、認定は両者の共同認定となる。

Q 倉庫業者と貨物利用運送事業者の連携による総合効率化計画の場合、申請はどのようになるのか。

A 連名による申請となるが、貨物利用運送事業者が複数の場合は、代表事業者1社の記載で構わない。

Q 事業協同組合から申請があった場合、その申請は中小企業共同流通業務総合効率化事業に該当するのか。

A 必ず該当するものではない。中小企業共同流通業務総合効率化事業として申請するかどうかは、申請者の任意(選択が可能)による。

2. 税制特例について

Q 従前の倉庫税制は存続しているのか。

A 存続していない。(なお、法律施行日前に竣工したのものについては、旧要件に適合していれば、特例の適用になる。)

Q 平成17年10月以降に新增設された営業用倉庫で、認定申請時に竣工済の倉庫については、国税・地方税ともに特例措置の対象とはならないと考えてよいか。

A 国税は対象外。地方税については、国税とは違い「竣工前の認定」が絶対条件化されていないので、特例措置の対象如何については、あくまで税務当局の判断によることとなる。

Q 倉庫の税制特例はどうすれば受けられるのか。

A 総合効率化計画の認定を受けた後、地方運輸局の証明が必要となるので、詳細は総合効率化計画の申請の前に地方運輸局へ相談されたい。

Q 営業倉庫であれば認定を得れば税制特例の対象となるのか。

A 税制特例の要件と比較して認定要件の方が若干広い。これは税制特例以外の支援措置(例えば開発許可の配慮)があることから、これを広く受けられるようにしたもの。

Q 社会資本等から半径5km内の立地であれば税制特例を受けられるか。

A 税制特例の対象は、告示されている高速自動車国道及びこれに類する道路から5km以内又は臨港地区内に立地する場合のみ。

Q 特定流通業務施設を整備する者と倉庫登録する者が異なる場合の税制の取扱はどのようになるのか。

A 「整備する者(=大家)」のみが国税の対象となる。この場合、総合効率化計画の申請については、両者連名により行い、竣工前に認定を受けることが必要となる点に注意されたい。

3. 開発許可について

Q 認定を取れば開発許可が不要になるのか。

A 開発許可が不要になるわけではなく、開発許可を受けなければならない。なお、開発許可は各自治体の判断となるので、相談が持ち込まれた場合には、あらかじめ開発許可を担当する自治体に「認定を受ければ開発許可が可能となるか否かの見込みについて」、受付前に電話等により必ず問い合わせを欲しい。(実際に、自治体との協議が十分詰まっていなくてもかかわらず、効率化計画の申請について地方局に対し相談が持ち込まれた例がある。)

Q 特別積合せ貨物運送においても認定を受けなければならないのか。

A 特別積合せ貨物運送においては都市計画法上開発許可が不要とされており、この取り扱いは変更していないので、認定は不要。